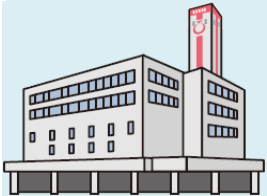


令和5年度

ダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、各施設から排出される排ガス等に含まれるダイオキシン類を測定した結果がまとまりましたので、左表のとおり公表します。すべての項目について、国が定めた基準値を下回る施設運転となす。今後も引き続き、国の定める基準値を安定した回数実施し、努力をいたします。

測定項目	施設名	測定結果	国の基準値	
排ガス	ごみ処理施設	1号炉	0.000086 ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
		2号炉	0.00014 ng-TEQ/m ³ N	
		3号炉	0.0064 ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
飛灰	ごみ処理施設	1号炉	1.8 ng-TEQ/g	薬剤処理するため、基準を適用しない。
		2号炉	1.3 ng-TEQ/g	
		3号炉	1.1 ng-TEQ/g	
		固化灰	0.86 ng-TEQ/g	基準を適用しない。
焼却灰	ごみ処理施設	1号炉	0.0029 ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
		2号炉	0.0065 ng-TEQ/g	
		3号炉	0.067 ng-TEQ/g	
放流水	勝竜寺埋立地	0.0028 pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	



○単位・用語の解説

ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム
 pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム
 TEQ : 最も毒性の強いダイオキシンの毒性係数を1.0として算出される毒性等量
 m³N : 0°C、1気圧の条件での気体の体積